

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

わが国の総人口は、総務省統計局の統計データによると、平成26年4月1日現在、1億2,713万6千人となっており、うち65歳以上の高齢者は3,248万4千人、高齢化率（高齢者人口の総人口に対する割合）は25.6%と、約4人に1人が高齢者となっております。平成37年（2025年）には、高齢者人口は3,657万人になると推定されております。

また、厚生労働省の推計では、平成22年では280万人（65歳以上の高齢者人口対比率は9.5%）であった認知症高齢者の数が、平成37年（2025年）には最大約730万人にのぼり、65歳以上の5人に1人に増加するとし、高齢化の進展とともに認知症高齢者の急増も見込まれております。

このような中、国では、平成37年（2025年）の超高齢社会を見据え、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成26年6月に「地域における医療と介護を総合的に確保する法律」を成立させ、「医療、介護、予防、住まい、生活支援の包括的なネットワーク」として「地域包括ケアシステム(※)の構築」を推進していくとしました。

介護保険制度では、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点を中心として改正され、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進、介護予防給付の一部を地域支援事業へ移行し介護保険サービスの重点化・効率化、低所得者の保険料軽減の拡充や利用者負担の見直しなど、各自治体においては、これらの改正内容への適切な対応が求められることとなりました。（主な改正ポイントは次ページ参照）

本市においても、平成26年10月1日現在、総人口は13万6,485人で、うち65歳以上の高齢者人口は3万2,426人、高齢化率は23.8%となっており、対前年度の伸びで見ると、総人口は0.9%増であるのに対し、65歳以上の高齢者人口は6.4%増と、高齢者人口の伸びが総人口の7倍以上と高くなっております。団塊の世代が75歳の後期高齢者になる平成37年（2025年）には、65歳から74歳までの前期高齢者人口より後期高齢者人口が逆転し多くなることから、介護等を必要とする高齢者が増加することへの取り組みが必要となります。

平成24年3月に「第5期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）」を策定し、「健康長寿をめざす やすらぎあるまち 三郷」の実現に向け、重点目標として、「介護を受けながら あんしんLife」、「病気やケガなく すこやかLife」、「地域や家族とふれあいながら いきいきLife」の3つのLifeを掲げ、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

第6期計画（平成27～29年度）では、第5期計画での地域包括ケア実現のための方向性を維持し、在宅医療介護連携等の地域包括ケアシステム構築を目指し、そのための取り組みを本格的に実施していく時期とし、平成37年（2025年）を見据えた中長期的視点にたった「第6期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

（※）地域包括ケアシステムについては、P28に詳しく掲載していますので、ご確認ください。

【介護保険制度の改正の主な内容】

主要項目	主な内容
地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	(1)在宅医療・介護連携の推進
	(2)認知症施策の推進
	(3)地域ケア会議の充実
	(4)生活支援・介護予防の充実
	(5)地域包括支援センターの機能強化
サービスの重点化・効率化	(1)介護予防給付の一部を地域支援事業へ移行
	(2)特別養護老人ホームの中重度者への重点化
費用負担の公平化	(1)低所得者の介護保険料の軽減強化
	(2)一定以上所得者の利用者負担の見直し
	(3)補足給付の見直し（資産等の勘案）
その他	(1)在宅サービスの見直し
	(2)施設サービス等の見直し
	(3)介護サービス情報公開制度の見直し

【国の基本的な指針の概要～市町村介護保険事業計画の記載事項～】

総論	計画の概要及び現状の評価・今後の見通し
	基本理念・達成しようとする目的・地域の特色 計画期間・他の計画との関係 計画作成のための体制の整備 公表と普及啓発、達成状況の点検評価 高齢者（被保険者）の現状と見込み 保険給付の実績把握と分析 日常生活圏域とその状況 平成37年度の推計と第6期の目標
各論	計画期間中の取り組み
	地域包括ケアシステム構築のための重点取り組み事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④高齢者の居住安定に係る施策との連携 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 各年度における地域支援事業の量の見込み 各年度における介護給付等対象サービスの確保方策 各年度における地域支援事業の確保方策 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表 市町村独自事業に関する事項 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

※厚生労働省資料をもとに作成

第2節 計画の位置付け

(1) 法令等による根拠

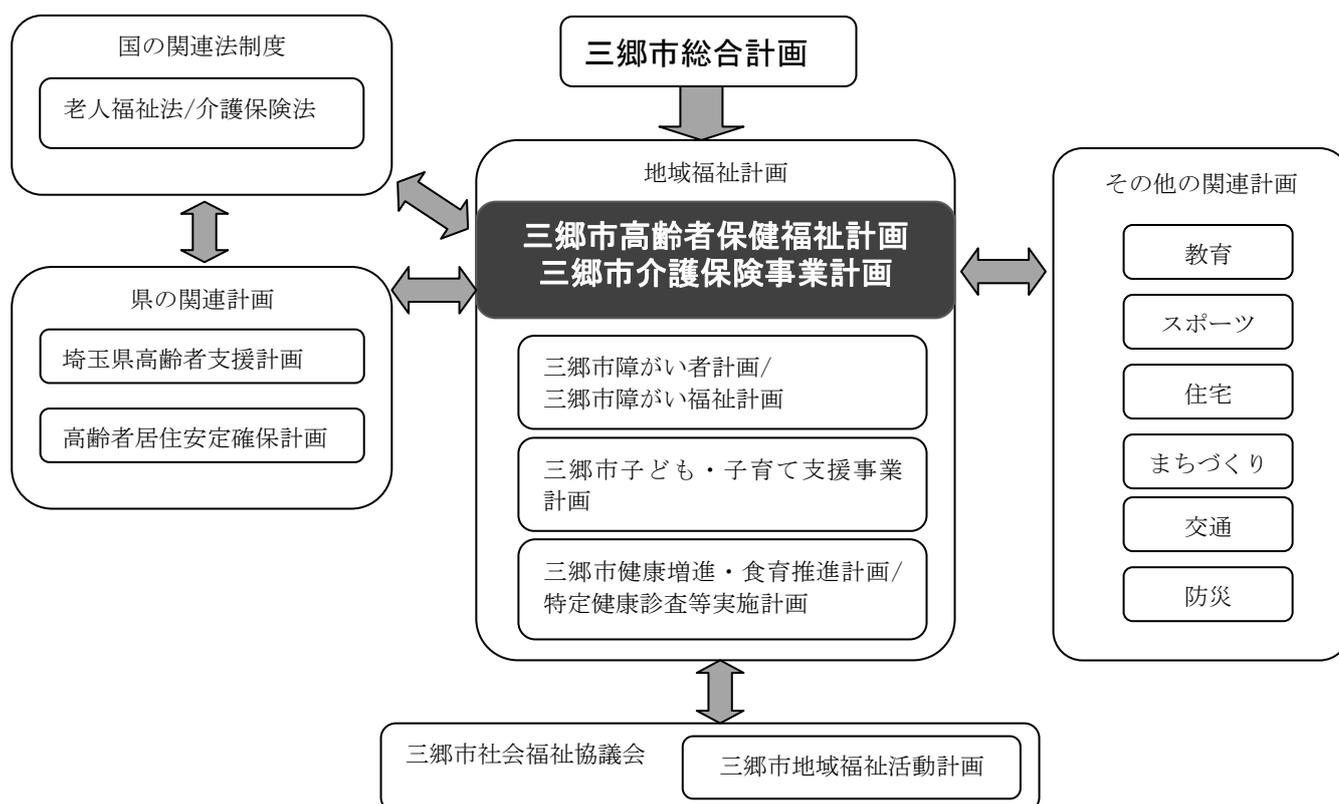
本計画は、老人福祉法第20条の8による「老人福祉計画」と介護保険法第117条による「介護保険事業計画」を法的根拠とする計画です。

老人福祉法による「老人福祉計画」の内容は、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置が行われるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するもので、「介護保険事業計画」の取り組みも含まれていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

老人福祉法	第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。
介護保険法	第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 計画の位置付け

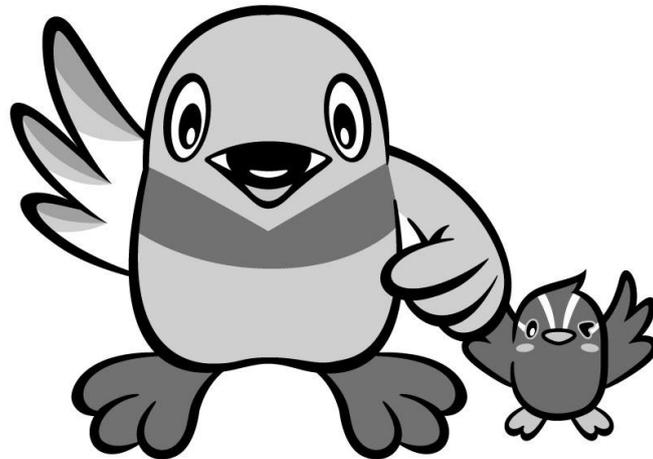
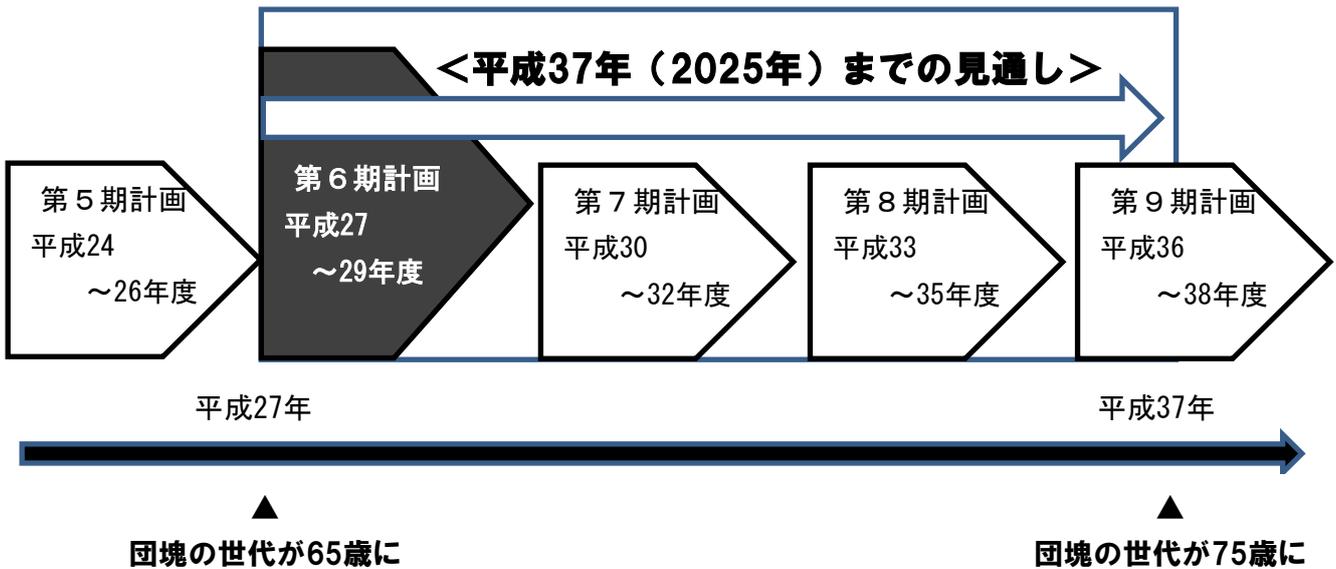
三郷市総合計画を上位計画とし、保健、医療、福祉、または居住に関して、地域福祉計画や健康増進計画などの関連計画と整合性を図ります。



第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年計画とします。
また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる平成37年（2025年）を見据えた計画とします。

【計画の期間】



第4節 計画の策定体制

(1) 市民アンケート調査の実施

65歳以上の一般高齢者や要介護認定者、及び40～64歳までの若年者の日常生活の状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況等を把握することを目的として、日常生活圏域二区調査を兼ねた『市民アンケート調査』を実施しました。

【概要】

調査の実施期間：平成26年1月29日～平成26年2月14日

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査名	対象者	対象者数	回収数	回収率
高齢者調査	65歳以上の一般高齢者	1,509	1,100	72.9%
	介護サービス利用者 (要介護認定者のうち、介護サービスを利用している方)	1,003	634	63.2%
	介護サービス未利用者 (要介護認定者のうち、介護サービスを利用していない方)	200	125	62.5%
若年者調査	40歳～64歳までの若年者	1,508	768	50.9%
合計		4,220	2,627	62.3%

(2) 市民参加

高齢者保健福祉計画については『三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会』を設置し、介護保険事業計画については『三郷市介護保険運営協議会』において、学識経験者や保健・医療・福祉関係者・被保険者である市民の代表から意見を聴きました。

(3) 庁内検討組織

第5期計画における各高齢者支援事業の実施状況等を把握するため、関連部署に対し、庁内ローリング調査を実施しました。また、『三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会』を開催し、関連する市の各種事業計画との連携確認を行いました。

(4) 介護支援専門員等アンケート調査の実施

市内事業所に従事する介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター職員、病院に勤務する医療相談員を対象に、専門職の立場からの状況や意向等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

【概要】

調査の実施期間：平成26年8月12日～平成26年8月29日

調査方法：郵送配布・郵送回収

対象者	対象者数	回収数	回収率
介護支援専門員	84	70	83.3%
地域包括支援センター職員	21	18	85.7%
医療相談員	30	12	40.0%
合計	135	100	74.1%

(5) パブリック・コメントの実施

計画策定検討懇話会等からの意見などをもとに作成した計画素案を、公共施設や市ホームページで公表し、計画策定の意思決定にあたり、広く市民から意見を伺うため、パブリック・コメントを実施しました。

【概要】

実施期間：平成26年11月26日～平成26年12月25日

公表場所：長寿いきがい課、市役所内市政情報コーナー、市内各公共施設、市ホームページ

意見提出：平成26年12月25日までに、市ホームページから直接提出、または公表場所に備付けの提出用紙に記入し、長寿いきがい課に郵送、FAXまたは持参

第5節 計画の推進に向けて

(1) 計画の進捗管理

この計画の進捗管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、「三郷市介護保険運営協議会」等に定期的に報告を行うことにより、計画全体の進捗管理を図っていきます。

(2) 関係機関等との連携

■三郷市社会福祉協議会との連携

三郷市社会福祉協議会では、判断能力が低下した高齢者等への日常的な金銭管理や書類等の預かりサービスを行う福祉サービス利用援助事業を実施しています。また、高齢者の健康管理と生きがいづくりを目的とした老人福祉センターや老人憩いの家の管理運営を行っています。今後も、高齢者等の生活全般における課題解決に向け、同協議会との連携に努めます。

■三郷市民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員は要援護高齢者等の生活状態やニーズの把握、相談事項の伝達、支援を必要とする高齢者の把握など、地域と市とのパイプ役として活動しています。地域の高齢者の把握に向けて、引き続き、同協議会との連携強化を図ります。

■介護保険サービス提供事業者、介護保険施設等との連携

高齢者の状況に応じて適切な介護保険サービスが提供できるよう、介護保険サービス提供事業者や介護保険施設等との連携を図ります。

■地域との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域の方をはじめ、三郷市民生委員・児童委員協議会、町会、自治会等や地域のボランティア、NPO法人などの活動による支援が不可欠です。そのためには、市民が主体となった地域福祉活動の機運を高めるとともに、地域との連携を図れるよう努めます。

(3) 庁内の関係部署との連携

高齢者福祉、障がい福祉、健康づくり、生活安全、生涯学習など広い分野において、関係部署と連携を図り、効率的かつ効果的なサービスの提供が行われる体制づくりに努めます。